

処遇改善に関する具体的な取組み内容

1. 加算の算定状況

弊社介護事業所(デイサービスセンター)は、全ての事業所で特定処遇改善加算Ⅰを算定しています。

2. 職場環境等要件

(1) 資質の向上

- ・資格取得奨励制度を設け、介護職員初任者研修・介護福祉士をはじめ社会福祉士や認知症ケア専門士・認知症実践者研修・認知症リーダー実践研修などの認知症に関する資格・研修などの受験・受講を支援するため、試験受験料・研修受講料・テキスト代等を補助しています。

(2) 労働環境・処遇の改善

① ICT活用

- ・介護記録・請求業務システム「ちょうじゅ」を導入し、ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等による業務省力化を実施しています。

②健康診断等

- ・毎年健康診断を実施し、あわせてこころの健康のために従業員のストレスチェック診断と職場診断を実施しています。

③介護休業制度の充実

- ・仕事と介護の両立支援のため、介護休業期間は「通算1年間」まで取得可能とし（法定93日）、介護制度の充実をはかっています。（※過去3年間において介護休業取得実績あり）

3. その他

①地域交流

- ・保育園・小学校の園児・生徒との交流会や中学生の職業体験受け入れなど、地域の児童・生徒等との交流を実施しています。

②非正規職員から正規職員への転換

- ・本人の希望と事業所責任者の推薦により、非常勤社員から正社員への転換を行うことが可能です。（※過去3年間において正規職員への転換実績あり）

以上